

令和4年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月8日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和4年3月10日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	郷田貴啓
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	前田武博	教育委員会事務局教育次長	中島孝
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	樋口尚寿
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

- 日程第1 承認第2号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について
- 日程第2 議案第4号 吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事に係る変更契約の締結について
- 日程第3 議案第5号 広川町立小中学校電子黒板追加購入に係る契約の締結について
- 日程第4 議案第6号 広川町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第5 議案第7号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第8号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第9号 広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 広川町固定資産評価審査委員会条例及び広川町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第13号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第14号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第13 議案第15号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第14 議案第16号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第15 議案第17号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）
について
- 日程第16 議案第18号 令和3年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第4号）
について
- 日程第17 議案第19号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第4号）
について
- 日程第18 議案第20号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第4号）
について
- 日程第19 決議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し、恒久平和を求める決議
について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第2号のとおりであります。

日程第1 承認第2号

○議長（野村泰也）

日程第1. 承認第2号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認
についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。承認第2号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第9号）
の専決処分の承認についてのお願いでございます。

承認第2号

令和3年度広川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和3年度一般会計補
正予算（第9号）を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由、新型コロナウイルス感染症の急拡大により、社会福祉・児童福祉施設等従業者
への慰労金の支給事業や自宅療養を余儀なくされた世帯への買物支援事業等を実施するた
めに専決処分を行った令和3年度広川町一般会計補正予算（第9号）について報告し、承認を
お願いするものでございます。

慎重審議をいただいて、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第2号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2 議案第4号

○議長（野村泰也）

日程第2. 議案第4号 吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事に係る変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第4号

吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事に係る変更契約の締結について

吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事について、次のように変更契約を締結するものとする。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事
- 2 当初契約額 6,149万円
- 3 変更契約額 6,365万7,000円
- 4 契約の相手方 福岡県八女郡広川町大字長延832番地2
株式会社広建
代表取締役 野中 吉文

提案理由、吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事について、工事費を増額する変更契約が必要となったため、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき町議会の議決をお願いするものでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第4号 吉里牟礼線（湯府橋）橋梁下部工工事に係る変更契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

日程第3 議案第5号

○議長（野村泰也）

日程第3. 議案第5号 広川町立小中学校電子黒板追加購入に係る契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第5号

広川町立小中学校電子黒板追加購入に係る契約の締結について

広川町立小中学校電子黒板追加購入について、次のように契約を締結するものとする。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

- 1 事業名 広川町立小中学校電子黒板追加購入
- 2 契約額 1,210万4,400円
- 3 契約の相手方 福岡県福岡市博多区店屋町5番18号
富士電機ITソリューション株式会社
九州事業本部
本部長 井原 徹也

提案理由、広川町立小中学校電子黒板追加購入のため、随意契約により契約者を定めたが、その者と物品購入契約を締結するに当たり、広川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき町議会の議決をお願いするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

これから議案第5号 広川町立小中学校電子黒板追加購入に係る契約の締結についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第6号

○議長（野村泰也）

日程第4. 議案第6号 広川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第6号

広川町個人情報保護条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由、個人情報保護の制度において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律へ統合されることにより、本条例を一部改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。どうぞよろしく願います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

おはようございます。議案書6ページをお願いいたします。

広川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、先ほど提案理由にありましたとおり、3つの関係法律が統合されたことに伴いまして改正するものでございます。

広川町個人情報保護条例第9条第2項第5号中、独立行政法人等の定義を説明するための引用法律名と条番号について、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改めるものでございます。

なお、この改正条例は令和4年4月1日から施行するものとしております。
議案書7ページに新旧対照表をおつけしておりますので、御確認ください。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第6号 広川町個人情報保護条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第7号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第7号

広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由、町財政事情を考慮し、町長給料の減額を行うため条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

おはようございます。それでは、議案第7号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書9ページをお願いいたします。

条例改正の内容につきましては、附則に第28項を加え、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、規定する給料月額から町長は100分の5を減額した額を支給するものであります。

ただし書以降は、期末手当の算定につきましては減額前の額にて算定をするものとしております。

附則によりまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

この件に関しては町長は継続して実行されており、町を思う行動というのは本当に頭が下がる思いであります。

実際、コロナ禍で財政状況の見通しが悪かった昨年は、私も質問もせず、議員報酬の削減もどうかという意見もあったほどでした。ただ、現状、国、県、町の政策対応に尽力いただいております、町においても補正予算に見られるとおり、税収面だけの判断であるならば、悪影響はコロナの影響も少なかったものと思われまます。他市町村長と比較しても、町長としての働きへの評価報酬として当然の額とも思われまますが、今後を見越しての減額する思いというものが考えがありましたら詳細をいただきたいと思ひます。住民説明に対しても、提案理由の1行ちょっとの内容では、説明が自分もやりにくいかなと思ひますので、町長の詳細の考えがありましたら伺いたいと思ひます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

考えを伺うということですが、町長就任した当時、広川町の財政が大変厳しゅうございました。15%の減額を2期、あるいは2期半ぐらい続けてまいりましたが、その間、町財政も変わってきて、10%へ変更しました。今回、今期5%ということにしておりますが、1回やり出したら最後までやり通したいという気持ちがござひますので、いろいろな考えはござひません。ただ、やり始めたら最後までやりたいなという気持ちでござひますので、御了承をお願いしませう。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いしませう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第7号 広川町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号

○議長（野村泰也）

日程第6. 議案第8号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第8号

広川町職員の給与に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由、令和3年人事院勧告及び給与1時間当たりの給与額の算出方法改正のため、本条例を一部改正しようとするものでございます。

詳細につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

それでは、議案書12ページをお願いいたします。

広川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

町長の説明、提案理由にもありましたとおり、令和3年人事院勧告に基づきまして、期末手当の率の改正と職員組合との協議に基づく時間外勤務手当を算出するに係る1時間当たりの単価の算出方法を国家公務員方式から労働基準法方式に改めたことによる所要の改正を行っております。

議案書13ページの新旧対照表によります第19条の部分につきましては、職員の勤務1時間当たりの給与額算定方法の改正に伴うものでございます。

第21条におきましては、賞与の支給率改定に伴う改正を行っております。

なお、第9条、第15条につきましては、職員の勤務1時間当たりの給与額算定方法の改正により付随しました所要の改正となっております。

12ページ下段の附則によりまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いいたします。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

議案第8号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正について反対討論をいたします。

反対理由は、人事院勧告に基づく改定、第21条、期末手当支給月数改定の部分です。

2年以上にわたり新型コロナウイルス感染症が蔓延しています。これまでにない感染拡大の中、町職員の方は町民の命と暮らしを守るために全力で努めていただきました。この御尽力に心から敬意を表します。そのような中、職員の方の期末手当を引き下げることには容認できません。

次に、日本の賃金についてです。

コロナ禍でも世界の賃上げは進んでいます。OECDの2020年の調査では、OECD35か国のうち、日本は22位です。1996年のデータでは日本は13位でした。世界では賃上げが進んでいるのに、日本は賃上げが進んでいないからです。

一方、貧富の格差は拡大しています。拡大是正のための税制改正も手つかずのままです。所得の低い人ほど負担が大きくなる消費税減税には手をつけず、金融所得課税、内部留保への課税も手をつけないままです。また、ガソリンや生活必需品、食品など、軒並みの値上げラッシュです。消費者物価指数は11年ぶりに1%を超える上昇です。生活はますます厳しくなっています。

国は経済悪化のためとして、保育士などの賃金を引き上げる公定価格を見直し、処遇改善を不十分ながら実施しています。一方で賃上げを要請しながら、他方で賃下げを要求する事態です。公務員の一時金削減で景気がよくなるとは思えません。このちぐはぐな人事院勧告は受け入れられません。

最後に、3点目です。公務員の賃金引下げによる影響についてです。

公務員の賃金引下げは、労働者770万人に影響すると言われます。雇用総数の14%と言われます。これは地域経済にも大きな影響を与えます。この給与改定は町の職員の方の給与を引き下げることにとどまらず、ほかの働く人々の賃金、また、地域経済にまで悪影響を及ぼすと考えます。よって、議案第8号に反対いたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

これから議案第8号 広川町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号

○議長（野村泰也）

日程第7. 議案第9号 広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第9号

広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由、期末手当支給率の表記及び1時間当たりの給与・報酬額算出方法の改正のため、
本条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

それでは、議案第9号 広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について御説明申し上げます。

議案書は18ページから20ページにかけての新旧対照表を御参照お願いいたします。

今回の改正におきましては、職員組合との協議により、会計年度任用職員におきます期末
手当の据置きと、職員と同様に1時間当たりの給与単価の算出方法を改正することによる条
例改正でございます。

新旧対照表中、第16条、第26条につきましては、会計年度任用職員の据置きによる期末手
当の率を明記したものでございます。

第17条、第28条におきましては、職員の勤務1時間当たりの給与額算出方法の改正に伴う
ものでございます。

第19条におきましては、引用条文の整理を行っております。

17ページで、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとして
おります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第9号 広川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号

○議長（野村泰也）

日程第8. 議案第10号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第10号

広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、本条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

議案第10号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

今回の条例改正におきましては、令和3年度人事院勧告におきまして、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置について勧告がっております。

勧告の内容といたしましては、育児休業の取得要件のうち、在職期間要件の廃止、今まで非常勤職員につきましては1年以上在職した者しか育児休業することができませんでしたが、この要件を撤廃するものでございます。また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関

する措置等の長への義務づけが勧告され、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、勤務環境の整備、研修及び相談体制の整備などが勧告されております。

それでは、議案書25ページをお願いいたします。

25ページからの新旧対照表の中で、第2条におきましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置に伴い、育児休業の取得要件のうち、在職期間要件の廃止に関する改正を行っております。

29ページの第21条、第22条の改正につきましては、両立支援のために講じる措置に伴いまして、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置の義務づけに関する規定を追加しております。

そのほかの条につきましては、文言の追加、修正など、所要の改正を行っております。

24ページで、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものとしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第10号 広川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号

○議長（野村泰也）

日程第9. 議案第11号 広川町固定資産評価審査委員会条例及び広川町火入れに関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第11号

広川町固定資産評価審査委員会条例及び広川町火入れに関する
条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

提案理由、押印等を求める手続の見直しに伴い、所要の規定を整理するため関係する条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、政策調整課長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

議案第11号 広川町固定資産評価審査委員会条例及び広川町火入れに関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正の理由としまして、押印等の手続の見直しによるものでございます。

国におきまして行政機関への提出書類等の押印見直しを受けまして、町でも押印見直しの作業を進めておりました。今回、条例に規定しておりました2本の条例について、押印見直しの改正を行っております。

まず、議案書31ページをお願いいたします。

まず、広川町固定資産評価審査委員会条例ですが、本条例は固定資産評価の審査申出があった際の審査の手続等に関する条項を定めたものでございます。

改正箇所につきましては、32ページからの新旧対照表にお示ししますとおり、押印に関する部分を削除するものでございます。

続きまして、広川町火入れに関する条例の一部改正につきましては、本条例は本町の森林及び森林の周辺において火入れを行う際の手続に関する事項を定めたものでございます。

改正箇所につきましては、議案書34ページでございます火入れ許可の申請の際に提出する書類への押印を廃止するもので、様式第1号の押印箇所を削る改正を行っております。

31ページに戻っていただきまして、本条例は附則にて令和4年4月1日から施行することとしております。

なお、押印の見直しの関係で、条例で改正が必要になったものはこの2つの条例のみでございましたが、他の規則、要綱等で規定しているものにつきましては、条例と同じく、4月1日施行で一括して改正する方式で進めておることを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第11号 広川町固定資産評価審査委員会条例及び広川町火入れに関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号

○議長（野村泰也）

日程第10. 議案第12号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第12号

広川町国民健康保険税条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由、国民健康保険税の税率を改正するとともに、地方税法の一部改正に伴い、未就学児に対し国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置を講ずるほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、住民課長をして説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

おはようございます。それでは、36ページをお願いいたします。

議案第12号 広川町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

39ページからが改正の新旧対照表になります。

今回の改正の内容につきましては、議案書の54ページ、説明資料により説明させていただきます。

改正の内容は、①税率改正と②未就学児の均等割軽減によるものです。

まず1つ目ですが、将来の国保税率の県内均一化を見据え、本町の国民健康保険事業の健全な運営と併せた税率改正を段階的に行っております。今回の改正は昨年に引き続き行うものです。

上の表が現行で、下の表が改正後（案）になります。

左の縦の欄が上から国民健康保険税の算定におけます医療保険分、後期支援分、介護保険分、横の欄がそれぞれの所得割、資産割の率、均等割、平等割の金額になります。

後期支援分と介護保険分の資産割は、昨年3月の条例改正で廃止しておりますので、斜線を引いております。

今回は医療保険分のアンダーラインを引いた箇所を改正いたします。横軸に所得割の税率を0.4%引き上げ、改正後（案）のとおり6.7%に、資産割を7.5%引き下げ、22%に、均等割を3千円引き上げ、26千円としております。

2つ目ですが、地方税法が一部改正されたことによるもので、併せて同法等の改正に伴う引用条項の整理と所要の改正も行います。

内容は、国保に加入する全世帯の未就学児に係る均等割について5割を軽減するものです。低所得世帯で既に軽減を適用している世帯につきましては、その軽減措置後の5割を軽減いたします。

説明資料中、②の上の表を御覧ください。

縦軸に7割、5割、2割の軽減、その下に軽減のない世帯、横軸に医療分、支援分、一番右に合計の金額を記載しております。

一般世帯の未就学児1人当たりの均等割額は、一番下の右、合計欄の現行34,500円が、改正後、5割軽減の17,250円になります。

一番下の軽減イメージの図を御覧ください。

この中で一番左の7割軽減世帯の未就学児は軽減後、3割の半分、1.5割を軽減することになり、現行の7割と合わせて34,500円の8.5割を軽減した5,175円となります。同様に、5割軽減世帯は7.5割、2割軽減世帯は6割が軽減されることとなります。

施行期日です。この条例による改正後の規定は令和4年度以降の年度分について適用し、令和3年度までの分については、なお従前の例によります。その他、所要の整備につきましては公布の日から施行いたします。

説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

議案第12号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についての反対の討論を行います。

この条例の中の未就学児に対しての均等割の減額措置については、もちろん賛成をいたします。反対の理由は、もう一点の資産割を段階的になくすための税率改正についてです。

資産割は税の二重課税になっているものであり、資産割をなくしていくことには賛成いたします。この間、住民課より丁寧な国保の状況についての説明をいただきました。資産割をなくすと、その減額分を調整する必要があることも理解します。加入世帯、加入人数も減少し、一方、医療の高度化により医療費が増額しているということも理解いたします。

そこで、今回の税率改正の提案ですが、さきに述べた理由により、資産割をなくすことにより減少する額を全額加入者に負担させるのではなく、一般会計からの繰入れはできないものでしょうか。国保加入者は年金暮らしの方などが多く、基盤の弱い組織です。令和2年度

はコロナ禍の中でも収入が増えた方が多くあったとなっておりますが、これは安定的な増加とは見られず、コロナ2年目の昨年の収入は落ち込み、生活に困窮する世帯があることも予想されます。資産割をなくすための改定は令和7年度までの期限付の改定の予定です。その期間、全額、または一部を一般会計から繰入れをすべきと考えます。よって、議案第12号に反対いたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。12番野田成幸君。

○12番（野田成幸）

今、江藤議員の反対の討論ですけど、一般会計から入れるということは、国民健康保険だけで町民の方が全部しているんじゃないので、平等じゃないという観点から、社会保険の人とか、いろいろある。そういうところから、私はこの議案に対しては賛成をいたします。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

同議案に賛成いたします。

基本的には、今、野田町議がおっしゃった部分に、そちらの意見には賛同なんですけれども、これはまさに反対討論なされた江藤議員がおっしゃったとおりの改正はなされていると思います。取りあえずこの5年間、令和7年までの改正を1回終わって対応していくべきだと思います。もしこれで本当に困窮されるような方がおられたら、私は別の制度でそういう方々を助けるべきではないかと思います。

僕は一般会計からの繰入れというのは、この事業にかかわらず、基本的に反対だと。下水道事業についても思っていますので、やはりこの分は野田町議と同じところで、江藤議員の意見に反対して、議案には賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

これから議案第12号 広川町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号

○議長（野村泰也）

日程第11. 議案第13号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第13号

広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

標記の条例案を別紙のとおり提案する。

令和4年3月8日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由、学校薬剤師の報酬の額について、近隣自治体との均衡を勘案し、引き上げるため、本条例を一部改正しようとするものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

おはようございます。議案第13号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

57ページの新旧対照表により御説明いたします。

現行、報酬の額、児童生徒割1人年額140円を基本年額57千円、児童生徒割1人年額65円に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。4番栗原福裕君。

○4番（栗原福裕）

今の説明の中で、近隣自治体との均衡を勘案し、この改定を行うということでしたが、近隣自治体がこういう形になっているのか。例えば、八女市とか、近隣自治体がどうなっているのか。

それから、1人当たり140円と、改定後、基本年額が57千円で児童・生徒1人当たり65円ということになっておりますが、こうした場合、金額的にどうなるのか、教えてください。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

この改正につきましては、令和2年度末に八女筑後薬剤師会長より報酬額改正についての要望書が提出されております。

八女市、筑後市につきましては既に改正をされておまして、薬剤師の業務内容が同じでありますので、今回改正をお願いするものです。

改正後の報酬額の変更につきましては、令和3年度で算定しますと約102千円の増額になる予定でございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第13号 広川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をしたいと思います。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第14号

○議長（野村泰也）

日程第12. 議案第14号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第14号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ250,643千円を減額し、予算総額を9,373,542千円とするものです。

第2条 継続費の補正につきましては、予算書6ページのとおり、2款1項、新庁舎等建設工事費を工事の実績及び進捗状況に合わせて、総額、年度及び年度割の変更をお願いするものです。

第3条 繰越明許費につきましては、予算書7ページのとおり、2款1項、地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業ほか13事業につきまして、総額274,735千円の繰越しをお願いするものです。

第4条 債務負担行為の補正につきましては、予算書8ページに記載のとおり、広川町ものづくり研究所警備業務委託ほか2事業を新たに追加し、2つの債務負担行為について限度額の変更をお願いするものです。

第5条 地方債の補正につきましては、予算書9ページのとおり、庁舎建設事業ほか7事業につきまして限度額の変更をお願いするものです。

予算書2ページ、3ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

1款1項. 町民税、2項. 固定資産税、4項. 町たばこ税は、それぞれ増加し、町税全体で168,565千円を増額しております。

6款. 法人事業税交付金は12,000千円、8款. ゴルフ場利用税交付金は1,500千円を収入見込みによりそれぞれ増額しております。

11款1項. 地方交付税は、再算定により143,896千円を増額し、13款1項. 分担金は11,543千円を減額しております。

15款. 国庫支出金は43,336千円、16款. 県支出金は64,770千円をそれぞれ減額しております。各項の補正額につきましては、記載のとおりとなっております。

17款1項. 財産運用収入は、基金利子の確定見込みにより2,057千円を減額し、2項. 財産売払収入は2,667千円増額しております。

18款1項. 寄付金は、ふるさとづくり寄付金を実績見込みにより50,000千円減額しております。

19款1項. 基金繰入金は、財政調整基金繰入金を310,419千円減額するなど338,276千円減額し、2項. 特別会計繰入金は、住宅新築資金等貸付特別会計の廃止に伴い、1,730千円増額しております。

21款4項. 雑入は1,781千円を増額し、22款1項. 町債は事業費の確定等により72,800千円を減額しております。

4ページ、5ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

今回の歳出補正予算につきましては、今年度の各種事業費の実績見込みによる減額補正が主なものとなっております。

1款1項. 議会費は850千円を減額しております。

2款1項. 総務管理費は33,849千円、2項. 徴税費は2,900千円、3項. 戸籍住民基本台帳費は51千円、4項. 選挙費は4,220千円、5項. 統計調査費は135千円、6項. 監査委員費は216千円をそれぞれ減額しております。

3款1項. 社会福祉費は16,017千円、2項. 児童福祉費は56,463千円、4款1項. 保健衛生費は9,152千円、2項. 清掃費は941千円、5款1項. 農業費は53,222千円、2項. 林業費は111千円、6款1項. 商工費は43,670千円をそれぞれ減額しております。

7款1項. 土木管理費は4,696千円、2項. 道路橋梁費は国庫補助事業額の確定等により22,483千円、4項. 都市計画費は3,465千円、5項. 下水道費は3,133千円をそれぞれ減額し、6項. 住宅費は予算の組替えを実施しております。

8款1項. 消防費は5,503千円を減額し、9款1項. 教育総務費は学校建設基金積立金など68,660千円を増額しております。

2項. 小学校費は2,516千円、3項. 中学校費は2,902千円、5項. 社会教育費は6,752千円、6項. 保健体育費は2,163千円、10款1項. 農林水産業施設災害復旧費は42,428千円をそれぞれ減額しております。

2項. 公共土木施設災害復旧費は単独災害復旧工事費9,079千円を増額し、11款1項. 公債費は10,544千円を減額しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

政策調整課長。

○政策調整課長（丸山英明）

それでは、政策調整課分の説明と全体の職員人件費補正について説明いたします。

まず、全体の職員人件費につきましては、精算見込みによる減額及び退職手当特別負担金の増額を行っております。

予算書57ページの給与費明細書にて説明をいたします。

給与費明細書上段の表の1、特別職の比較の欄を御覧いただきたいと思います。

報酬1,143千円の減額につきましては、新型コロナ等によります委員会の開催見送りなど、委員等の報酬精算見込みによる減額を行っております。

中段の表、2の一般職につきましては、報酬、給料、職員手当等、共済費を減額しておりますが、いずれも精算見込みによるものです。

退職手当等の内訳のうち、退職手当組合負担金5,100千円を増額は、勸奨退職者の退職手当特別負担金の増額を含む精算見込みによるものでございます。

なお、人件費補正に関する各課からの説明は省略をさせていただきます。

次に、政策調整課関係の補正予算について御説明いたします。

予算書7ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費です。

2款1項. 総務管理費の地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業3,200千円は、コロナ交付金によります事業の実績見込みにより、5段目の3款1項. 社会福祉費、住民税非課税世帯への臨時特別給付事業70,000千円につきましては、本事業は令和4年9月30日までの事業でございますので、年度内給付見込みにより繰越しをするものでございます。

続いて、14ページ下段をお願いいたします。

歳入になります。

説明欄の下から2つ目の15款2項5目. 総務費国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,057千円を増額につきましては、国の交付限度額に合わせ計上しており、対策事業に充当しております。

15ページの上段、マイナポイント事業費補助金1,030千円を増額につきましては、交付決定によるものでございます。

16ページ中段です。16款2項1目. 総務費県補助金のうち、福岡県緊急短期雇用創出事業交付金21千円の減額、及び20ページ上段の21款4項2目. 雑入のうち、市町村職員中央研修所研修参加旅費助成金169千円の減額は、ともに精算によるものでございます。

続いて、22ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項1目. 一般管理費のうち、職員研修費1,044千円の減額、次ページの人事諸費750千円の減額は、コロナ禍の影響による研修や出張が少なくなったための精算見込みによるも

のです。

続いて、27ページをお願いいたします。

2款1項6目. 企画費のうち、地域コミュニティ施設等デジタル化推進事業2,374千円の減額につきましては、事業の実績と国の交付金繰越しを見込み、減額をしております。

以上で政策調整課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

それでは、総務課関連の補正予算について御説明いたします。

予算書のほうは6ページをお願いいたします。

第2表 継続費補正について御説明します。

2款1項. 新庁舎等建設工事費につきまして、総額を803千円減額し、解体工事2期工事の工期等の再検討を行いまして、令和5年度まで工期を延長し、記載のとおり、年度割の変更を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費でございます。

上から2つ目の2款1項. 総務管理費、VDIシステム構築委託料、その下の仮想環境検証支援委託料につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして機器類の調達が遅れ、検証や構築作業が年度内に完結しない見込みとなりましたので、記載のとおり、繰越しをお願いするものでございます。

8ページをお願いします。

債務負担行為の補正です。

下段の既存庁舎解体設計監理業務につきまして、事業費が確定したことにより減額をお願いするものです。

9ページをお願いいたします。

地方債の補正になります。

起債の目的に掲げる8本の地方債につきまして、今年度の実績見込みによる借入予定額に合わせまして限度額の減額変更を行うものでございます。

12ページをお願いします。

下から2段目になります。6款. 法人事業税交付金、それから、その下の8款. ゴルフ場利用税交付金、それから、次のページの11款. 地方交付税につきましては、町長説明にありましたとおり、それぞれ実績によりまして増額をお願いするものでございます。

15ページをお願いいたします。

15款3項1目. 総務費国庫委託金の減額につきましては、衆議院総選挙に係る交付金の実績によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

下段の16款3項1目. 総務費県委託金2,127千円の減額につきましては、県知事、県会議員選挙及び各種統計調査に係る委託金の減額をお願いするものでございます。

18ページをお願いいたします。

上段の17款1項1目. 財産貸付収入742千円の増額につきましては、普通財産貸付料の実

績による増額でございます。

2目．利子及び配当金の2,799千円の減額は、13あります基金の利子の実績を見込み、減額するものでございます。

下段の2項1目．物品売払収入667千円につきましては、公用車2台の売払収入となるものでございます。

19ページをお願いいたします。

19款1項．基金繰入金につきましては、先ほど町長説明にありましたとおり、それぞれ補正を行うものでございます。

次に、20ページの上段です。

21款4項2目．雑入のうち、年始会負担金につきましては未実施のため全額減額、それから、町有建物災害共済金につきましては4,496千円の増額をお願いするものでございます。

下段の22款1項．町債につきましては、1目．総務債ほか、総額72,800千円の減額をお願いするものでございます。

歳出予算について説明いたします。

23ページをお願いいたします。

2款1項1目．一般管理費のうち、説明欄の町功労者等表彰費186千円、行政諸費452千円の減額につきましては、実績により減額をお願いするものでございます。

24ページをお願いいたします。

5目．財産管理費につきまして、説明欄に記載のとおり、実績見込みによる減額が主なものとなりますが、25ページをお願いいたします。

25ページの説明欄の基金管理費の減債基金積立金につきましては、交付税の再算定におきまして臨時財政対策債償還基金費というのが交付されました。金額95,503千円でございます。その分の相当額を積み立てるために増額計上させていただいているものでございます。

財政調整基金積立金につきましては、予算編成上の剰余分につきまして2,766千円を増額計上しております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

下段の13目．情報管理費です。10,172千円の減額につきましては、システム改修の実績見込みにより減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

4項2目．選挙啓発費103千円の減額、3目．衆議院議員総選挙費2,134千円の減額、それから、次のページの6目．県知事県議会議員選挙費1,983千円の減額は、実績によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

5項2目．基幹統計費135千円の減額につきましては、工業統計調査費、経済センサス費の実績による減額でございます。

56ページをお願いいたします。

11款1項1目．元金274千円の増額につきましては、元利均等償還10年利率見直しで借入れを行っています臨時財政対策債の借換え時の利息が想定よりも低かったために元金の増額をお願いするものです。

2目の利子10,818千円の減額につきましては、起債利子の実績見込みによる減額となりま

す。

以上で総務課分の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

それでは、住民課関連の一般会計補正予算について説明いたします。

7ページの繰越明許費を御覧ください。

4段目の住基システム改修委託料2,772千円です。マイナンバーカードを使った転入転出手続のワンストップ化に伴うものです。

8ページの債務負担行為補正を御覧ください。

追加の表の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業44,112千円は、3回目接種等に係る諸費用になります。

次に、歳入です。

13ページを御覧ください。

15款1項1目5節、国民健康保険基盤安定国庫負担金、2目の未熟児養育医療費国庫負担金の減額は、交付決定によるものです。

次に、14ページをお願いします。

15款2項2目、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金1,927千円と一番下の5目、個人番号カード交付事務費補助金1,458千円の減額は、実績により人件費を精算いたします。

説明欄その下、社会保障・税番号制度システム整備費補助金2,772千円の増額、続きまして、次のページ上段の戸籍法改正に伴う戸籍システム改修費補助金484千円の減額は、それぞれ実績によるものです。

16款1項1目4節、国民健康保険基盤安定県負担金3,071千円の増額と後期高齢者医療基盤安定県負担金2,362千円、16ページの2目、未熟児養育医療費県負担金の339千円の減額は、交付決定によるものです。

16款2項2目の2節、3節、4節の子ども医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療費県補助金の減額は、それぞれ今年度の医療費補助金、事務費県補助金の交付決定と過年度分の精算によるものです。

歳入は以上になります。

続きまして、歳出です。

28ページを御覧ください。

2款3項1目、説明欄の戸籍住民基本台帳費1,407千円のうち、12節、委託料は住基等戸籍システム関連の改修の実績、13節、使用料及び賃借料の減額は、住民票と印鑑証明のコンビニ交付の利用料の精算によるものです。

個人番号カード関連事業費1,458千円の減額は、コロナ感染症拡大によります出張申請や窓口来庁者の減による人材派遣委託料の減額になります。

続きまして、35ページをお開きください。

3款1項6目、国民健康保険特別会計繰出金5,567千円の増額、8目、後期高齢者医療費の3,149千円の減額は、県と後期高齢者広域連合の算定によるものです。

38ページ下の表を御覧ください。

4款1項1目、説明欄、公立八女総合病院企業団負担金1,235千円の増額は、額の確定によるものです。

その下、未熟児養育医療扶助費1,000千円及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,927千円の減額は、実績の見込みによるものです。

39ページです。

4款1項2目、予防費の説明欄、健康づくり推進事業費173千円は、国の通知による過年度分の精算になります。

以上で住民課関連の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

福祉課関係の補正予算について御説明申し上げたいと思います。

予算書の7ページをお願いします。

第3表の繰越明許費です。

表の6行目の3款2項、児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付事業費4,806千円につきましては、1人当たり100千円の給付金で、国の通知に基づいて4月以降の支払いとなる給付金、3月末までの申請や3月末までの出生児を合わせた48名を見込んだところ及びその振込手数料を含めまして繰越明許をするものです。

次に、予算書13ページをお願いします。

歳入について御説明申し上げたいと思います。

15款1項1目、民生費国庫負担金です。1節の児童福祉費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費の減額に伴い17,199千円の減額及び前年度の精算に伴い追加交付が5,396千円となります。

1つ空けまして、10節の社会福祉費国庫負担金4,000千円の増額につきましては、障害者医療費及び自立支援給付費の増額に伴うものとなります。

次の11節、児童手当国庫負担金7,372千円の減額につきましては、児童手当の給付費の減額に伴うものとなります。

次に、予算書の14ページになります。

15款2項1目、民生費国庫補助金です。1節の社会福祉費国庫補助金で4,448千円の増額につきましては、障害者に係る地域生活支援事業費補助金の追加交付によるものです。

4節の児童福祉費国庫補助金は、子育てのための施設等利用給付費の減額に伴うものが397千円の減額及び保育士等処遇改善臨時特例事業による新たな給付に伴いまして補助率10分の10となりますけど、2,974千円の増額となります。

次に、予算書の15ページをお願いします。

下段です。16款1項1目、民生費県負担金です。1節の児童福祉費県負担金、子どものための教育・保育給付費の減額に伴いまして31,790千円の減額となります。また、前年度の精算により追加交付が3,499千円の増額となります。

2つ空けまして、7節の社会福祉費県負担金2,490千円の増額につきましては、障害者医療費及び自立支援給付費の増額に伴うものが合わせて2,000千円及び無縁死亡人2名分の埋

火葬に係る県負担金として490千円の増額を行うものです。

次の11節の児童手当県負担金1,328千円の減額につきましては、児童手当給付費の減額に伴うものとなります。

次に、16ページとなります。

16款2項2目。民生費県補助金です。1節の社会福祉費県補助金の説明欄にございます地域生活支援事業費県補助金2,224千円の増額につきましては、県の追加交付となっています。

同じ5節の児童福祉費県補助金、子育てのための施設等利用給付費の198千円の減額及び新型コロナウイルス感染症対策支援事業の750千円の追加交付となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

予算書の33ページをお願いします。

中段になります。3款1項1目。社会福祉総務費、説明欄の保健・福祉センター管理費です。1,898千円の減額につきましては、工事の入札残によるものです。

障害者福祉費10,886千円の増額につきましては、障害者自立支援医療費2,000千円、自立支援給付費6,000千円の増額及び前年度の精算返納金となります。

次に、予算書の34ページをお願いします。

3款1項3目。老人福祉費の説明欄です。高齢者福祉事業費2,000千円の減額につきましては実績見込みによるものです。

地域支援事業費1,703千円の減額につきましては、会計年度任用職員として保健師を募集してはいましたが、応募がなく、8月より雇用したことで、その間の人件費を減額するものです。

次に、生活支援体制整備事業1,089千円の減額につきましては、コロナ禍での事業や協議会の中止など、実績の見込みによるものです。

次に、予算書の35ページをお願いします。

介護保険事業費19,067千円の減額につきましては、印刷製本費及び通信運搬費の実績見込み及び介護保険広域連合負担金の額の確定によるものとなります。

老人クラブ助成事業費47千円の増額につきましては、前年度事業の精算返納金となります。

次に、予算書36ページをお願いします。

3款2項1目。児童福祉総務費、説明欄の児童虐待防止対策事業費74千円の増額は、前年度の精算返納によるものです。

次の特別保育事業費9,157千円の増額につきましては、障害児保育事業の対象となる児童が新たに3名増加したことによる事業費が2,880千円、保育士等処遇改善臨時特例補助金として町内6園の保育士に係る2月及び3月分の処遇改善費が2,599千円と、その事務費として職員手当事業費85千円及び前年度事業の精算返納金が3,593千円の増額となっております。

次に、予算書の37ページをお願いします。

説明欄の放課後児童健全育成事業費3,044千円の増額につきましては、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金として指導員18名の2月及び3月分の処遇改善費291千円及び前年度事業の精算返納金2,753千円を計上しております。

次の子育て世代包括支援センター事業72千円の増額は、前年度事業の精算返納金となります。

次に、3款2項2目。児童措置費、説明欄の児童手当措置費9,000千円の減額につきまし

ては、実績見込みとなるものです。

子どものための教育・保育給付費の60,000千円の減額につきましても、実績見込みによるものです。

子育てのための施設等利用給付事業430千円の増額につきましては、事業の実績見込みによる減額700千円及び前年度の精算返納金1,130千円を計上しております。

次の38ページ、子育て世帯への臨時特別給付事業費160千円の増額につきましては、前年度の事業の給付費及び事務費の精算返納金となります。

臨時出産支援金支給事業400千円の減額につきましては、実績見込みによるものであります。

以上で福祉課関連の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

産業振興課一般会計補正予算について説明いたします。

予算書7ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費です。

7行目となります。5款1項、農村地域防災減災事業につきましては、農業用ため池劣化状況評価調査に係る県補助金が追加配分となったため、1,540千円の繰越しを行い、次年度事業実施するものとなります。

続きまして、予算書8ページをお願いいたします。

第4表 債務負担行為補正です。

1行目の広川町ものづくり研究所警備業務委託につきましては、令和8年度までの施設警備に係る費用330千円の債務負担行為の追加、3行目の逆瀬ゴットン館指定管理委託料につきましても、施設修繕経費等の増額分として2か年分1,040千円の限度額の増額をお願いするものです。

続きまして、歳入補正予算について説明いたします。

予算書13ページ上段をお願いいたします。

13款1項2目、農林水産業費分担金につきましては、農業土木工事等に係る受益者分担金に対し事業費見込みによる減額、4目、農地災害復旧費分担金につきましては、農地災害2か所分が国庫災害の対象外となったため減額をしております。

続きまして、予算書15ページ上段をお願いいたします。

15款2項7目、災害復旧費国庫補助金につきましては、補助額見込みにより減額をしております。

予算書16ページ下段から17ページにかけてをお願いいたします。

16款2項4目、農林水産業費県補助金につきましては、補助金の額が確定した各事業について総額21,768千円の減額補正をお願いするものです。

以上で歳入補正予算の説明を終わります。

続きまして、歳出補正予算について説明いたします。

予算書27ページ上段をお願いいたします。

2款1項6目、企画費、地域おこし協力隊事業につきましては、新型コロナウイルス感染

症の影響による任用職員の活動自粛報酬分を減額するものとなります。

続きまして、予算書41ページ中段から43ページにかけてお願いいたします。

5款1項3目．農業振興費、4目．畜産業費、5目．農地費につきましては、各事業の確定及び見込み等により、それぞれ減額補正をお願いするものとなります。

次の5款2項．林業費につきましても、事業費確定により不用額の減額補正をお願いするものです。

続きまして、6款1項2目．商工振興費につきましては、コロナ感染防止施策事業に対する事業費の確定及び見込み等による減額となりますが、産業団地整備事業につきましては、事業の未執行により10,628千円の減額補正をお願いするものです。

4目．観光費につきましては、コロナ感染防止施策により実施できなかったイベントに係る事業費及び備品購入に係る入札残額を減額補正するものとなります。

続きまして、予算書55ページ中段をお願いいたします。

10款1項1目．農地農業用施設災害復旧費につきましては、復旧事業の見込みにより42,428千円を減額補正するものです。

以上で産業振興課分の補正予算について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

建設課関連の補正予算について説明いたします。

予算書7ページをお願いします。

第3表 繰越明許費の中段、7款2項．道路橋梁費、狭あい道路整備等促進事業の6,105千円は柿畑線の用地買収に係る繰越しで、その下段、社会資本整備等促進事業の39,330千円は吉里牟礼線（湯府橋）下部工工事に係る繰越し、その下段、防災・安全交付金事業の17,129千円は吉常古賀線の用地買収に係る繰越し、下段、道路メンテナンス事業の69,683千円は藤田線ほか4橋の橋梁補修の詳細点検及び設計業務委託に係る繰越し、その下段、7款3項．河川費、河川維持管理事業費の2,480千円は、東福寺川の河川維持工事及び用地買収に係る繰越し、その下段、10款2項．公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の36,760千円の繰越しは、梯本線の災害復旧工事に係る繰越し、下段、公共土木施設単独災害復旧費の1,900千円の繰越しは、小椎尾梯線の災害復旧箇所における用地買収及びその登記委託料で、次年度へ繰り越すものであります。

続いて、歳入について説明いたします。

予算書13ページをお願いします。

13款1項3目．土木費分担金の165千円の増額は、道路改良に伴う行政区負担金の増額によるものです。

15款1項3目．災害復旧費国庫負担金の2,741千円の減額は、災害査定に伴う額の確定によるものです。

14ページをお願いします。

15款2項3目．土木費国庫補助金のうち、備考欄にあります社会資本整備総合交付金で（木造住宅耐震改修分）、1つ飛びまして、（空き家再生等推進事業・除却）、（社会資本整備総合交付金事業）、（防災・安全交付金事業）、（ブロック塀等撤去促進事業）及び

(都市公園事業)のそれぞれの減額につきましては、各事業における今年度事業額の確定によるものです。

17ページをお願いします。

16款2項8目. 土木費県補助金の795千円の減額は、福岡県木造戸建住宅耐震改修促進事業補助金及び福岡県ブロック塀等撤去促進事業補助金の事業額の確定によるものです。

18ページ下段をお願いします。

17款2項2目. 不動産売払収入の2,000千円の増額は、法定外公共物払下げ申請の見込額が上回ったことによる補正となります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書45ページをお願いします。

7款1項1目. 土木総務費の4,696千円の減額は、境界整理の本年度分の確定による委託料の減額と木造戸建住宅耐震改修支援事業2,700千円、老朽危険家屋等除却促進事業572千円及びブロック塀等撤去促進事業654千円の減額で、事業費の確定によるものです。

46ページ下段になります。

7款2項2目. 道路維持費の120千円の減額は、道路維持修繕費で地元施工補助事業の確定によるものです。

47ページをお願いします。

7款2項3目. 道路新設改良費の20,313千円の減額は、道路改修事業費の5,411千円が今年度事業の確定による減額、社会資本整備総合交付金事業6,499千円、防災・安全交付金事業8,403千円についてが補助金の確定による減額であります。

7款4項1目. 都市計画費の3,465千円の減額は、都市計画基礎調査委託料の確定によるものです。

55ページ下段をお願いします。

10款2項1目. 公共土木施設災害復旧費の9,079千円の増額は、小椎尾梯線の災害復旧工事費の増嵩による増額となっております。

建設課分の補正は以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長(野村泰也)

環境衛生課長。

○環境衛生課長(小松朋雄)

環境衛生課の補正予算について説明いたします。

予算書8ページの中段をお願いいたします。

第4表 債務負担行為補正でございますが、一般廃棄物等収集運搬業務委託契約におきまして、令和3年度で契約満了に伴い、契約確定による限度額の変更をお願いするものでございます。

それでは、歳入の説明をいたします。

予算書16ページをお願いいたします。

16款2項3目. 衛生費県補助金1,456千円の減額につきましては、本年度補助事業申請の確定に伴う不用額の減額でございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

予算書39ページをお願いいたします。

4款1項3目．環境衛生費、説明欄の衛生班長会費の244千円の減額につきましては、コロナ蔓延防止対応に伴う衛生班長会総会、交流会並びに研修会未実施によるものでございます。

同じく説明欄、浄化槽設置事業費の4,989千円の減額につきましては、本年度の補助事業申請の確定に伴い、不用額の減額でございます。

それでは次に、40ページをお願いいたします。

説明欄の公害対策費250千円の減額につきましては、河川水質検査業務の入札執行残額でございます。

次に、4款1項6目．水道事業費、説明欄の定住促進事業2,000千円の減額につきましては、申請確定に伴う不用額の減額でございます。

次に、4款2項1目．清掃総務費、説明欄のごみ減量対策事業費306千円の減額につきましては、これにつきましてもコロナ蔓延防止対応に伴う事業減によるものでございます。

同じく説明欄の広川町最終処分場地元対策費41千円減額につきましては、基金積立金の利子確定によるものでございます。

同じく清掃諸費8千円の減額につきましては、これにつきましても県の清掃協議会のコロナ蔓延防止対応に伴う事業縮小によるものでございます。

次に、2目．塵芥処理費、説明欄のごみ収集事業費586千円の減額につきましては、入札執行残額でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

7款5項1目．公共下水道事業費3,133千円の減額につきましては、人件費及び公債費の確定に伴い、一般会計から下水道事業会計への繰入れを減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

税務課長。

○税務課長（前田武博）

それでは、税務課の補正予算について御説明いたします。

予算書の12ページをお願いします。

歳入の補正になります。

1款1項1目．個人について、現年課税分のうち、個人均等割を842千円増額、個人所得割について58,513千円増額補正をし、783,200千円とするものです。当初予算ではコロナ禍による影響を鑑み、対前年度比マイナス1.8%で計上しておりましたが、課税資料に基づいた賦課実績により補正するものでございます。

次に、2目．法人につきましては、現年課税分の法人税割を52,289千円増額し、158,771千円とするものです。こちらも当初予算ではコロナの影響により対前年比マイナス32%の減額を見込んでおりましたが、事業所の申告状況から増額補正するものです。

次に、1款2項1目．固定資産税です。当初予算から41,850千円増額補正し、1,228,493千円とするものです。主に土地、家屋、償却資産の賦課実績、償却資産については税務署の資料に基づき調査を行い、課税処理したことにより補正するものでございます。

次に、1款4項1目．町たばこ税です。たばこの消費本数の実績見込みにより15,071千円を増額し、154,535千円とするものです。

以上で税務課の補正予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

それでは、協働推進課関係の補正予算について御説明をいたします。

予算書14ページの中段をお願いいたします。

歳入予算について説明をいたします。

15款2項3目．土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金（公営住宅ストック総合改善事業）の1,053千円の増額、その下、5目．総務費国庫補助金の消防団資機材整備費補助金1,308千円の減額につきましては、補助金の確定によるものでございます。

続いて、16ページの上段をお願いいたします。

16款2項1目．総務費県補助金の県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金183千円の減額は、事業費確定によるものでございます。

続いて、19ページの上段をお願いいたします。

18款1項5目．総務費寄付金のふるさとづくり寄付金50,000千円の減額は、寄付の見込みによるものでございます。

その下段、19款2項3目．住宅新築資金等貸付特別会計繰入金1,730千円につきましては、特別会計の廃止に伴う繰入金でございます。

20ページの上段をお願いいたします。

21款4項2目．雑入の消防団退職報償金2,736千円の減額、その下、自治総合センター一般コミュニティ助成金の200千円の減額、新市町村振興宝くじ交付金の965千円の増額は、実績等に伴う額の確定によるものでございます。

次に、歳出予算について説明をいたします。

予算書23ページを御覧ください。

2款1項1目．一般管理費につきましては、説明欄、行政区運営支援費の262千円は区長研修等の中止に伴う減額、その下、防犯対策費の119千円の減額は防犯灯の追加修繕及び工事費の確定によるものでございます。

続きまして、24ページの上段、2目．文書広報費の588千円の減額は、事業実績の見込みによるものでございます。

続いて、26ページの上段を御覧ください。

6目．企画費につきましては、説明欄、ふるさと納税事業費の51,068千円の減額は、寄付の減少に伴うものでございます。

その下から、コミュニティ（宝くじ）助成事業費、ホームページ管理費、地域コミュニティ推進事業費、国際理解教育事業は、いずれも事業実績による減額となっています。

続きまして、33ページ下段をお願いいたします。

3款1項2目．人権・同和対策振興費は、コロナ禍による研修等の一部中止に伴う旅費を461千円減額しておるところです。

48ページの中段を御覧ください。

7款6項1目．公営住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕のための増額及び事業の確定による減額を行うものです。

8款1項2目。非常備消防費につきましては、消防団の運営に係る経費等の実績に伴い、3,434千円を減額するものでございます。

続いて、49ページの上段を御覧ください。

3目。消防施設費908千円の減額については、分団詰所の更新計画に伴う事業の見直し及び備品購入費の事業確定によるものでございます。

その下の4目。水防費につきましては、原材料費の不用額を減額するものです。

5目。災害対策費につきましては、積立金確定により991千円を減額するものです。

53ページの下段をお願いいたします。

9款5項3目。人権・同和教育費の説明欄、男女共同参画社会推進事業費については、コロナ禍により研修等の一部中止により145千円を減額するものです。

以上で協働推進課分の補正予算の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

それでは、教育委員会関連の補正予算について御説明いたします。

まず、歳入予算です。

14ページをお願いいたします。

15款2項4目。教育費国庫補助金の5,939千円の減額は、要保護児童生徒援助費及び特別支援教育就学奨励費補助金及び幼児教育無償化給付国庫補助金の額の確定によるものです。

続きまして、16ページの中段をお願いいたします。

16款2項2目。民生費県補助金、1節。社会福祉費県補助金の中で、説明欄の同和问题啓発事業費補助金334千円の減額は、新型コロナウイルス感染防止のための啓発活動中止によるものでございます。

続きまして、17ページの中段をお願いいたします。

6目。教育費県補助金の3,508千円の減額につきましては、地域学校協働活動事業補助金及び幼児教育無償化給付県補助金の額の確定によるものです。

続きまして、20ページをお願いいたします。

21款4項2目。雑入は、子どもの体験活動推進事業交通費負担金の75千円の減額と学級講座交通費負担金の35千円の減額及び古墳公園資料館歴史体験教室負担金15千円の減額は、ともに新型コロナウイルス感染防止のための事業中止によるものでございます。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

49ページをお願いいたします。

9款1項2目。事務局費の78,070千円の増額の主なものにつきましては、予算編成上の剰余分による学校建設基金積立金の増額と幼児教育無償化給付事業の施設等利用給付費及び補足給付費の精算見込みによるものでございます。

50ページの中段をお願いいたします。

3目。義務教育振興費の9,410千円の減額は、地域ぐるみで誇りあるふるさとを教え伝える人材育成事業のコロナ感染防止によるネット活動事業、子ども会リーダー研修等の事業中止による減額と、きめ細やかな教育環境整備事業の少人数学級講師やスクールソーシャルワーカーの専門的会計年度任用職員報酬等の精算見込みによるものでございます。

51ページをお願いいたします。

2項1目．学校管理費の2,000千円の減額は、小学校施設の光熱水費の実績見込みによるものでございます。

3目．学校建設費の516千円の減額は、小学校特別教室空調設備設計の事業完了によるものでございます。

3項1目．学校管理費の2,902千円の減額は、広川中学校の修学旅行バス借上補助金の残額と修学旅行キャンセル料等補助金の不用額によるものでございます。

5項1目．社会教育総務費の3,442千円の減額は、青少年育成団体支援事業、人材育成事業及び文化団体支援事業の補助金の不用額の減額と、コロナ感染防止による子どもの体験活動推進事業の中止による減額と、新型コロナウイルス対策支援・広川町出身学生応援便事業の事業完了による不用額の減額を行うものでございます。

2目．公民館費の706千円の減額は、学級講座や分館長会視察の中止により講師謝礼や車借上料などの減額を行うものでございます。

53ページをお願いいたします。

次に、3目．人権・同和教育費の1,425千円の減額は、人権セミナーや人権講演会、野外活動等の中止のため、報償費、旅費、委託料などの減額を行うものでございます。

54ページをお願いいたします。

7目．図書館費1,179千円の減額は、町民交流センターのネット環境整備のための配線工事を予定しておりましたが、モバイルWi-Fiルーター整備に変更したため、執行残を減額するものでございます。

9款6項1目．保健体育総務費の2,163千円の減額は、体育協会補助金の不用額の減額とスポーツ推進委員の会議等の中止による報酬額の減額及び町民体育大会の中止による不用額の減額によるものでございます。

以上で教育委員会事務局関連の補正予算を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

環境衛生課長に質問させていただきますが、39ページの浄化槽設置事業費が約5,000千円ほど減額となっています。その主な原因を教えてください。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

原因につきましては、前回、梅本議員より合併浄化槽の申込みが少ないので啓発を行ってほしいということで、再三の啓発を行ったんですが、改めて申請されるところが少なかったというのが今のところの見込みでございます。

現状としては、やはり今後の下水道の推進を含めて、ある程度合併浄化槽への転換をお願いするところにつきましては再三のお願いをしておるんですが、申請主義でございますので、改めて出されるところが少なかったという現状でございます。これにつきましては、今後さらなる合併浄化槽の推進を徹底してやっていきたいというふうに担当課としては思っております。

ますが、要因としては今説明した状況でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

7ページの繰越明許費の件です。

それぞれの事業について説明を受けました。14事業にわたって270,000千円以上に上っておりますが、年度内に特別な理由で事業が実行できないということでそういうことになっているというのは分かりますが、予算編成とかで無理はなかったのでしょうか。また、繰り越した場合、その財源は確実に保障されておりますでしょうか。

もう一点、18ページの財産収入の利子分ですけれども、全ての基金の利子減額で総額2,800千円近くの減収になっております。基金の額ははっきりしているのに、見積りの段階でほぼ正確な数字が出るはずだと思うのですが、なぜ減収になっているか、利率が下がったのでしょうか。

あと2点です。ふるさとづくり基金2億円余りの予算に対して50,000千円の減収です。予算に近い収入にするために何か対策を取られましたでしょうか。

次、56ページ、これは説明していただいたかもしれませんが、公債費、元金はさほど変わらないけど、利子が10,000千円以上の減額になっている。とてもいいことだと思いますが、どのような経過、何か方法として特別なことがあったのでしょうか。よろしく願います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

私のほうから3点お答えさせていただきます。

まず、繰越明許費に係る分の財源についてでございます。

繰越明許は制度上、財源をつけて繰り越すということになっておりますので、全て今年度から財源を充てていく見込みがあるので、繰越しを行うものとなっております。

次に、18ページの基金利子についてでございます。

現在、基金の利子の運用は主に定期預金で行っております。通常、この議会が終わった後に切替えを行っております。予算の段階では見込みの数値を上げておりますので、その後に確定した金額が少なかったために減額をしているものでございます。タイミングとしてはもう少し早くできたのかも分かりませんが、一応年度末の最終補正ということでお出したものとなります。

それから、最後の56ページの起債の利子関係でございます。

こちらにつきましては、現在、非常に低い利率で貸付けが行われておまして、見込んでおいた利息との差額があったということでございます。この利息の減額につきましては、主に新発債、新しく発行する起債の予定利率と実際の借入利率の差額ということになっておりますので、低利が続いているからこの減額となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

ふるさと納税についての寄付額についての説明をさせていただきます。

昨年度実績が189,000千円ということで、本年度については2億円を目標に取り組んできました。この間、まず、寄付金を増やす取組といたしましては、返礼品の充実を、前年度230品目から本年度は約280品目ぐらいに増やしております。昨年4月から夏までには、前年度から比べますと、かなり寄付額については上昇しておりましたけれども、寄付が集中します年末にかけてが思いのほか伸び悩んでおります。主な要因といたしましては、前年度かなり売上げが好調であった羽布団であったり冷凍ケーキ等が今回寄付額が下がっているところで

です。それで、来年度につきましては、こういった寄付額の減少を受けて当初予算の中で反映をしておりますので、また当初予算の中で御説明をしたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第14号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和3年度広川町一般会計補正予算（第10号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第15号

○議長（野村泰也）

日程第13. 議案第15号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第15号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から198,204千円を減額し、予算総額を2,483,542千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

1款1項. 国民健康保険税は2,050千円、6款1項. 県負担金は今後の収入見込みにより普通交付金など201,701千円、12款2項. 預金利子は20千円をそれぞれ減額し、10款1項. 他会計繰入金は5,567千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 療養諸費は実績見込みにより療養給付費負担金を2億円減額し、6項. 傷病手当金は100千円増額計上しております。

3款1項. 医療給付費分は2千円、9款1項. 償還金及び還付加算金は1,714千円をそれぞれ増額し、7款1項. 基金積立金は20千円を減額しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。審議の上、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（谷口裕子）

議案第15号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

予算書6ページを御覧ください。

歳入です。

1款1項1目. 一般被保険者国民健康保険税は2,050千円の収入見込みの減額。

6款1項3目. 保険給付費等交付金201,701千円の減額は、1節の普通交付金、2節の特別交付金ともに交付見込みによるものでございます。

10款1項1目. 一般会計繰入金5,567千円を増額は、各繰入金の実績に基づく収入の見込み、県の通知によるものです。

12款2項1目. 預金利子の減額は、財政調整基金利子の収入見込みによるものです。

次に、歳出です。

予算書7ページをお願いいたします。

2款1項1目. 一般被保険者療養給付費2億円の減額、6項1目. 傷病手当金100千円を増額は、実績見込みによるものです。

3款1項2目. 退職被保険者等医療給付費分の増額は、県からの通知によるものです。

7款1項1目. 国民健康保険財政調整基金積立金20千円の減額は、財政調整基金利子の確定により確定額を基金に積み立てるものです。

9款1項10目. その他償還金1,714千円を増額は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時特例補助金の過年度分の償還分になります。

以上で広川町国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これから議案第15号 令和3年度広川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号

○議長（野村泰也）

日程第14. 議案第16号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第16号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から11,526千円を減額し、予算総額を289,006千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

1款1項. 後期高齢者医療保険料は実績見込みにより8,376千円、4款1項. 一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金を3,150千円、それぞれ減額しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金は実績見込みにより11,524千円、10款1項. 予備費は2千円をそれぞれ減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第16号 令和3年度広川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号

○議長（野村泰也）

日程第15. 議案第17号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第17号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に1千円を追加し、予算総額を1,815千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

5款1項. 納付金は、貸付金償還金を1千円増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は一般会計繰出金を1,731千円増額し、10款1項. 予備費は1,730千円減額しております。

なお、住宅新築資金等貸付特別会計につきましては今年度をもちまして廃止し、一般会計に引き継ぎます。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

この会計につきましては、数年前までは一般会計で処理することはできないということでしたけれども、状況が変わって住宅新築資金等貸付特別会計は廃止するということになりました。予算書や決算書を作成するための事務量は幾らかでも軽減されるというふうに理解していいでしょうか。

あと、納付金滞納が平成2年度の決算で12,700千円となっております。今後、この滞納額の変化がどこにどのように反映されるのか、また、納付金の回収については職員の方も大変

御苦労なさっているのではないかと思いますけれども、納付終了の期限はめどがつきまずでしょうか。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（萩尾勝昭）

まず、事務量の軽減については、幾分かは事務量は軽減されると思いますけれども、いわゆる徴収事務というのは引き続き行っていくしますので、それについては継続して行っていきたいと思っています。

先ほど江藤議員がおっしゃったように、貸付金の残額が今でも約12,000千円程度残っております。こちらについては債務者の方と適宜話をしながら計画的に返済をしてもらっておりますが、一部、現在話し合っている案件もございますので、ここについては債務者の方とよく協議をしながら、また、県庁のほうとも十分に協議をしながら徴収事務については進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第17号 令和3年度広川町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号

○議長（野村泰也）

日程第16. 議案第18号 令和3年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第18号 令和3年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額から

236千円を減額し、予算総額を46,850千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入について御説明いたします。

2款3項. 県委託金は122千円、4款1項. 一般会計繰入金は114千円をそれぞれ減額しております。

3ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費は備品購入費を236千円減額しております。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第18号 令和3年度広川防災ダム管理特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第19号

○議長（野村泰也）

日程第17. 議案第19号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第19号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入を15,685千円、収益的支出を3,000千円、資本的収入を651千円増額し、資本的支出を3,191千円減額しまして、予算総額454,116千円とするものであります。

資本的収支では104,675千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

収益的収入の水道事業収益につきまして、水道の使用量の増加に伴い水道料金を15,685千

円、収益的支出の水道事業費につきましては、増収に伴い消費税を3,000千円増額いたします。

3ページをお願いいたします。

資本的収入の工事負担金につきましては、当条地区の県道三潴上陽線改良工事に伴う水道管移設に係る県負担金について651千円の増額、資本的支出の水道事業費につきましては、支出見込みにより配水管布設工事費を3,191千円減額いたします。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第19号 令和3年度広川町水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後0時2分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第20号

○議長（野村泰也）

日程第18. 議案第20号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第20号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第4号）について説明いたします。

予算書1ページをお願いします。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入を1,555千円増額し、また、資本的収入を6,500千円、資本的支出を8,809千円減額し、予算総額663,029千円とするものであります。

資本的収支では101,615千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもつ

て補填するものでございます。

予算書2ページをお願いします。

予算第5条に定めた流域下水道事業債の限度額を23,100千円に補正します。

なお、補正予算の内容につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（小松朋雄）

下水道事業会計の補正予算について御説明いたします。

予算書3ページをお願いいたします。

収益的収入の補正予算につきまして説明いたします。

収入の1款2項6目。雑収入1,551千円は、流域下水道維持管理負担金返金によるものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款5項1目。建設改良債の6,400千円の減額は、流域下水道事業の建設に係る企業債借入額の確定によるものでございます。

次に、1款6項1目。他会計補助金100千円の減額は、一般会計からの補助金でございまして、児童手当の減額によるものでございます。

支出の1款1項3目。総係費の1,400千円の減額につきましては、各種手当の実績見込みによるものでございます。

最後に、同1款1項5目。流域下水道建設負担金7,409千円の減額につきましては、同建設費の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

この下水道事業につきましては、前から整備の事業見直しということで御説明いただいて、これはいつの全員協議会か失念したんですが、そのとき町長からこの見直しについては私の全責任だという御発言がありました。ただし、今後のいわゆる当該事業の中で、町長が私の責任だとおっしゃったんですが、どのようにその責任を果たしていかれるのかについて御説明いただきたいと思います。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

私の責任というのは、この説明について町民の納得がいくように説明をすることが私の責任でございます。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これから議案第20号 令和3年度広川町下水道事業会計補正予算（第4号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）

12番野田成幸君。

○12番（野田成幸）

日程第19の決議第1号、ここの案の文章がありますけど、よかったら、これは大切な議題でありますので、もうちょっと意見を皆さんに聞いていただいて、案だから直していただきたいのは直していただいて、最終の本会議があるから、それでも間に合うと思いますので、そういう意見、動議を出したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

ただいま野田成幸君のほうから決議第1号について提案がありました。修正の方向で最終日に考えてくれというような要望でございます。

そういうことでございますが、暫時休憩いたします。

午後0時8分 休憩

午後0時14分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

今3名の方から意見をいただいたわけですが、全員の方が反対ではございません。

それで、私の考えとしては、この後、議運に再度諮って、そこで検討してもらって、議員の方々にもう一度協議して、考え方をきちんと説明するという事で諮りたいと思います。できれば昼食を取った後に議運を開き、再度会議を開きたいと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後0時15分 休憩

午後1時53分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいでございますので、引き続き会議を開かせていただきます。

日程第19 決議第1号

○議長（野村泰也）

日程第19. 決議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し、恒久平和を求める決議についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

決議文を読み上げて提案に代えさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し、恒久平和を求める決議（案）

ロシア軍は去る2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始し、主要都市の占拠に向け、軍事施設やヨーロッパ最大級の原発関連施設への攻撃など一方的な軍事行動を展開している。こうした、ロシア軍の攻撃により、ウクライナでは、民間人を含めた多くの国民が犠牲となり、多くの難民が生じている。

ロシア軍の侵攻は明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かすものであり断じて容認できない暴挙である。

さらに、ロシアは、我が国をはじめ国際社会が連携して実行している経済制裁に反発して戦略核兵器の使用を示唆した。こうした威嚇や挑発、攻撃はすべての人類と文明社会への敵対行為と言うほかはなく、断じて許すことはできない。

本町議会は、昭和59年6月に、「非核・恒久平和の町宣言」を決議し、平和への誓いを決意しているところである。

本町議会は、ロシア軍によるウクライナ侵攻を厳しく抗議し、ロシアに対して、無条件に軍を即時撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上決議する。

毎日のようにテレビやSNSで子供まで痛めつけられている、その様子が報じられます。今この瞬間でも誰かがそういう目に遭っているということです。一刻も早く停戦が進むよう、終結に向かうよう願うばかりです。

確かにこの決議については法的な根拠はございませんが、日々刻々と情勢が変化しており、緊急を要する決議であると考えます。ロシアに対する町民の考え、町議会としての考えを世界中に発信するものです。議員の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

数点質問をさせていただきます。

今回は法的根拠のない決議という手法を選ばれておられます。私の個人的な見解としては、この内容的には、ただ単に意思表示をするだけではなくて、やはり国会であるとか行政官庁に意見を出したほうがいいのかというふうには思っています。なぜ意見書ではなくて決議のほうを選ばれたのかということをお伺いしたいと思います。

もう一件、ここにはロシア軍ということで中に書いておられるんですけども、私はロシ

ア軍というよりは、プーチン政権のほうが本当の根悪だと考えています。そこら辺のところの考え方をお願いします。

3点目、最後ですけれども、中国によるコロナの情報も、かつこのロシアによるウクライナ情報も、我々は本当の情報というのはなかなか報道ベースでしか得られないかなと私は思っています。だから、報道ベースによってはクオリティーであるとか量の多寡が差があると思うんですが、今回、ロシア軍に対する抗議はされていて、中国に対する抗議をされていなかったのは、もし可能であれば、なぜかということをお開陳いただければと思います。

3つほどよろしくお願いします。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

ありがとうございます。

今回、なぜ決議という形を取ったのかということですが、先ほども述べましたように、本当に緊急を要する事態だというふうに思い、取りあえずまずは町議会としての決議を上げたい。その後は、議会として意見がまとまれば別のさっき言われた意見書とか、何か行動を起こすということもあり得るかと思いますが、例えば、防寒具とか、医療とか、食料は本当に不足しているだろうと思いますので、そういう募金の募集もあっておりますし、個人で考えて行動できるのではないかとこのように私は思います。

あと、ロシア軍というふうには書いているのは、本当はプーチン政権ではないかというお考えですが、確かにロシアの中の情報がどんなふうかというのがはっきり分らないですね。確かにプーチン政権がほかの意見も聞かずにやっているという報道もありますので、そこは言われるように、ロシア軍の人たちが個人的にじゃないけど、その考えを持ってやっているのではなくて、プーチン政権だというふうに思います。

あと、中国のコロナのことについてですかね。中国のコロナの報道については、今以上に情報が錯乱していたと思うんですよね。その場合になぜ行動を起こさなかったのかと言われるんですが、私としてはコロナが中国発症だという、そこに確信を持っているというところまでいかなかったもので、その提案にはなっていません。

本当の報道がなかなか分らないではないかというのは本当にそう思います。ウクライナ側の情報だけが流れているという面もあるのかなと私も思っています。ロシアはロシアの言い分があるのかなと思いますが、ウクライナは24日に攻撃を受けて、26日に国際司法裁判所に提訴しています。その話合いが昨日、おととい、7日、8日行われましたけれども、ロシアはこの会に参加をしていません。ですから、双方の考えが聞けないという状況。それから、国際刑事裁判所がこのことに関して捜査に着手するということも書いてありますので、その情報でまた新たな情報が出てくるかもしれませんが、本当に泣き叫んで逃げ惑う人たちがいるのに何もしない、それはどうかなと思います。町民の代表として、町議会として決議を上げ、この声を発信したいと強く思っています。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。12番野田成幸君。

○12番（野田成幸）

防弾チョッキや帽子、これを子供さんたちにと民間の方に日本が提供するという事は、

江藤議員はどんなふうにご考えておられますか。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

防弾チョッキとかヘルメットを提供するというのを日本は決めたようですが、私はそれよりも、さっき言ったように、医療品とか、防寒具とか、食料とか、それこそ日本が支援するものだと思っています。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手をお願いします。3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

私はこれについて反対の討論をさせていただきます。

理由は2つです。

1つは、やはり決議であろうが、意見書であろうが、町議会として決定する中身は正確でないといけないというふうに私は考えます。今回、どこが正確でないかという、大きくは、やっぱり非難する対象がロシア軍ではなくて、プーチン政権ではないかということをおもっているからです。いろんな情報を調べますと、簡単に言うと、分かりやすく言うと、ロシア軍は命ぜられて、彼らは何を思っているかという、彼らは彼らの立場で幸せな生活を送りたいと思っているわけです。プーチンは何を思っているかという、やはり幸せな生活を送りたいと思っているんですが、条件があつて、自分が大統領じゃないといけない。そこにプーチンと今回ロシア軍のギャップがあるというのが事実だと思います。

それと、小さいところからいうと、戦略核兵器という言葉を使っておられますけれども、これは間違いなくプーチンが言っているのは戦術核兵器なんです。そういう言葉一つ一つ、助詞に至るまで、やっぱり決議をするときは正確にやるべきだということで、そういうふうなやり方の部分で今回は私は反対ということに投じさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

これをもって討論を終結いたします。

これから決議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に抗議し、恒久平和を求める決議についてを採決します。

〔原野利男議員退場〕

○議長（野村泰也）

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（野村泰也）

起立多数です。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

〔原野利男議員入場〕

○議長（野村泰也）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月14日午前9時30分から開議いたします。お疲れでございました。

午後2時5分 散会